大阪府依存症関連機関連携会議部会設置要綱（案）

資料２

（設置）

第１条　大阪府における依存症者の支援に関することについて協議・検討するため、大阪府依存症関連機関連携会議設置要綱第4条に基づき、大阪府依存症関連機関連携会議部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　部会においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

（１）依存症治療支援部会

　　・府内での治療支援体制の拡充に向けた方策

　　・その他必要な事項

（２）依存症地域生活支援部会

　　・地域生活支援体制の確立に向けた方策

　　・その他必要な事項

（３）アルコール健康障がい対策部会

　　・アルコール健康障がい対策の充実に向けた方策

　　・大阪府アルコール健康障がい対策推進計画に関連する事項

　　・その他必要な事項

第３条　部会委員の任期は、原則として２年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

附則

　　　この要綱は、平成2９年 ○月 ○日から施行する。